

## 指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供時間にあたり事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 事業者概要

事業者名称	合同会社N-art
所在地	大阪府堺市戎之町東三 T2-30
代表者名	吉田 康嗣
設立年月日	2020年1月14日
電話番号	072-260-4685

### 事業所概要

事業所名称	N-art訪問看護ステーション
所在地	大阪府堺市戎之町東三 T2-30
管理者	森本 伸一郎
電話番号	072-260-4685
サービス提供地域	堺市全域
事業所名称	N-art訪問看護ステーション松原サテライト
所在地	大阪府阿保3丁目-16-32
管理者	藤井 陽
電話番号	072-260-4685
サービス提供地域	松原市全域

### 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護を必要と認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 運営方針

- (1)N-art訪問看護ステーション、N-art訪問看護ステーション松原サテライト(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3)本事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

本事業所の職員体制(令和6年4月1日現在)

#### N-art訪問看護ステーション

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師・保健師	11名	2名
PT・OT・ST	2名	
事務員	1名	

#### N-art訪問看護ステーション松原サテライト

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)		
看護師・保健師	1名	
PT・OT・ST		
事務員		

※N-art訪問看護ステーションと一体的な運営を行っています。

### 営業時間

営業日・営業時間	平日午前9時から午後5時(祝日・休日および2/30~1/3を除く) ※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外でのサービス提供も 行っています。
----------	---

## 営業地域

通常の地域	堺市全域、松原全域
-------	-----------

## 利用料

○利用料として別紙に示す料金の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、N-art訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

### ○利用料金の支払い方法

毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

※領収書を希望される際は、お申し付け下さい。

利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月7日に利用者が指定する口座から毎月7日に振替えます(27日が土・日・休日の場合は、その翌日)

現金払いの場合

利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、希望時に領収書を発行致します。

### ※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
訪問までにご連絡のない場合	キャンセル料金2000円を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合にはキャンセル料を請求いたしません。

## 緊急時などの対応方法

サービス提供にあたり自己、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名 続柄

連絡先(第1)	
連絡先(第2)	

主治医 医療機関名 医師名

医療機関 主治医名	
電話番号	
居宅支援事業所 担当者	
電話番号	

## 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 感染症や非常災害等の発生時の対応

警報や災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。

災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

本事業所が事前に策定している業務継続計画(BCP)に従って、措置を講じます。

## 災害BCP指針

本事業所は、災害時には事業所職員の命と安全を第一に守り、担当している利用者の安否確認、安全確保に尽力し、早期の事業の復旧、継続を目指します。

- ・自社の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- ・地域の医療・福祉サービスの一つとして、その状況に対して適切に事業運営を継続できるものとする。
- ・事業再開に一体的に取り組み、利用者様の信用を守る。
- ・職員とその家族の安否確認、安全確認を最優先する。
- ・職員が日頃より危機意識を持ち、非常時の活動に備える風土を作る。

## 感染症BCP指針

本事業所は、感染症が発生した場合に、サービス提供を継続し、或いは一時中断しても可及的速やかに事業活動を復旧しご利用者にサービスを提供するために実施すべき事項を定め、平時から円滑にこれを遂行できるよう準備すべき事項を定めます。

- ・利用者様の健康管理
- ・職員の健康管理
- ・標準的な感染予防策
- ・衛生管理

## 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

本事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

本事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年回以上)実施します。

前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

### <利用者虐待防止のための指針>

#### 1.高齢者虐待に関する考え方

本事業所は、高齢者の尊厳や人権を守り、安全で健やかな生活を保護するため、虐待の発生防止、早期発見・対応、再発防止のための措置を確実に実施すべく法指針を定めます。

#### 2.虐待の定義

- (1)身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また正当な理由なく身体の拘束をするもの。
- (2)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト):高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置等、著しく養護を怠ること。
- (3)心理的虐待:高齢者に対し、著しい暴言又は、著しく拒絶的な反応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4)性的虐待:高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- (5)経済的虐待:養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 3.虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項について

(1)虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。

(2)委員会は定期的(半年に1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する。また、委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合がある。

(3)委員会の審議事項

- ①虐待の防止のための従業員研修の内容等に関する事
- ②虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ③従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通知が迅速かつ適切に行なわれるための方法等に関する事
- ④虐待等が発生した場合、その対応、原因分析、再発防止に関する事
- ⑤再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

4.従業員研修の実施

- (1)研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとします。
- (2)職員研修は原則年1回、新規採用時にも実施します。
- (3)研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存します。

5.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その原因の除去に努めます。
- (2)客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (3)緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、(1)で定められた構成委員とします。なお、虐待者が構成委員の場合は、他の上席者等に相談します。
- (2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3)事業所内で虐待等が発生した場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (4)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- (5)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7.成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8.虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告します。
- (2)苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3)対応の結果は相談者にも報告します。

9.利用者等に対する指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにします。またホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにします。

10.その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

苦情申し立て窓口

N-art訪問看護ステーション 管理者:森本 伸一郎	所在地 堺市堺区戎之町東三T2-30リスペースワン302 電話 072-260-4685 FAX 072-260-4687 受付時間 平日午前9時から午後5時
-------------------------------	--

N-art訪問看護ステーション松原サテライト 管理者; 藤井 陽	所在地 大阪府松原市阿保3丁目16-32 電話 072-260-4685 FAX 072-260-4687 受付時間 平日午前9時から午後5時
-------------------------------------	--

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

説明者 氏名 森本 伸一郎 (管理者)



私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご契約者様(代理人様)

住所

氏名

